

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第38号

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(占用料の減免) 第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1)から(6)まで <省略> (7) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が設けるガス管 (8)から(13)まで <省略>				(占用料の減免) 第7条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1)から(6)まで <省略> (7) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者が設けるガス管 (8)から(13)まで <省略>			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 950	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 1,100
	第2種電柱		1,500		第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,000		第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		850		第1種電話柱		940
	第2種電話柱		1,400		第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		1,900		第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		85		その他の柱類		94

	<省略>	長さ1メ	<省略>
	地下電線その他	メートル1	<u>5</u>
	地下に設ける線	年につき	
	路上に設ける変	1個1年	<u>830</u>
	圧器	につき	
	地下に設ける変	占用面積	<u>510</u>
	圧器	1平方メ	
		ートル1	
		年につき	
	変圧塔その他こ	1個1年	<u>1,700</u>
	れに類するもの	につき	
	及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び		<u>720</u>
	信書便差出箱		
	広告塔	表示面積	<u>2,400</u>
		1平方メ	
		ートル1	
		年につき	
	その他のもの	占用面積	<u>1,700</u>
		1平方メ	
		ートル1	
		年につき	
法第32	外径が0.07	長さ1メ	<u>36</u>
条第1項	メートル未満の	ートル1	
第2号に	もの	年につき	
掲げる物	外径が0.07		<u>51</u>
件	メートル以上		
	0.1メートル		
	未満のもの		
	外径が0.1メ		<u>77</u>
	ートル以上0.		
	15メートル未		
	満のもの		

	<省略>	長さ1メ	<省略>
	地下電線その他	メートル1	<u>6</u>
	地下に設ける線	年につき	
	路上に設ける変	1個1年	<u>920</u>
	圧器	につき	
	地下に設ける変	占用面積	<u>570</u>
	圧器	1平方メ	
		ートル1	
		年につき	
	変圧塔その他こ	1個1年	<u>1,900</u>
	れに類するもの	につき	
	及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び		<u>790</u>
	信書便差出箱		
	広告塔	表示面積	<u>2,300</u>
		1平方メ	
		ートル1	
		年につき	
	その他のもの	占用面積	<u>1,900</u>
		1平方メ	
		ートル1	
		年につき	
法第32	外径が0.07	長さ1メ	<u>40</u>
条第1項	メートル未満の	ートル1	
第2号に	もの	年につき	
掲げる物	外径が0.07		<u>57</u>
件	メートル以上		
	0.1メートル		
	未満のもの		
	外径が0.1メ		<u>85</u>
	ートル以上0.		
	15メートル未		
	満のもの		

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自働運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線そ	地下に長さ1メートル1年につき	<u>5</u>			
			その他	<u>17</u>			

設	その他のもの	占用面積	<u>240</u>
		1平方メートル1月につき	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一時的に設けるものを除く。）	表示面積	<u>240</u>
		1平方メートル1月につき	
	その他のもの	表示面積	<u>2,400</u>
		1平方メートル1年につき	
	標識	1本1年につき	<u>1,400</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>24</u>
		1本1日につき	
		その他のもの	<u>240</u>
		1本1月につき	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>24</u>
		その面積	
		1平方メートル1日につき	
		その他のもの	<u>240</u>
		その面積	
		1平方メートル1	

設	その他のもの	占用面積	<u>230</u>
		1平方メートル1月につき	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一時的に設けるものを除く。）	表示面積	<u>230</u>
		1平方メートル1月につき	
	その他のもの	表示面積	<u>2,300</u>
		1平方メートル1年につき	
	標識	1本1年につき	<u>1,500</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>23</u>
		1本1日につき	
		その他のもの	<u>230</u>
		1本1月につき	
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>23</u>
		その面積	
		1平方メートル1日につき	
		その他のもの	<u>230</u>
		その面積	
		1平方メートル1	

		月につき				月につき		
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400		アーチ	車道を横断するもの	
		その他もの		1,200			その他もの	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき		240	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートル1月につき	230	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物		占用面積1平方メートル1月につき		170	令第7条第6号に掲げる仮設建築物	占用面積1平方メートル1月につき	190	
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき		Aに0.033を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額	
備考 <省略>					備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条第7号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の別表の規定は、令和5年4月1日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、なお

従前の例による。